

(公印省略)

令和5年2月20日

全国柔整師協会 御中

千代田町長 高橋 純一
(住民福祉課 保険年金係)

福祉医療費支給対象拡大(高校生世代の医療費の無料化)について

日頃より、当町の行政運営に対しまして御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記のことにつきまして、令和5年4月1日(令和5年4月診療分)から、子どもの対象年齢を拡大し、高校生世代の医療費につきましても、所得や婚姻歴等の制限を設けることなく現物給付(福祉医療費受給資格者証)により入院費、通院費ともに助成対象とすることといたしました。

つきましては、別添のとおり資格区分等をお知らせしますので御承知おき願います。

千代田町役場
住民福祉課保険年金係
電話 0276-86-7001

高校生世代の医療費を無料化について

福祉医療費支給事業において、子どもの対象年齢を、令和5年4月から入院通院ともに高校生世代までと支給対象範囲を拡大し、医療費助成を開始します。

		令和5年3月まで	令和5年4月から
対象範囲	通院	中学生まで (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	高校生世代まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ※婚姻している者及び就職している者を含む
	入院	高校生世代まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	

【対象者となる方】

高校生世代

16歳になる年度の4月1日から満18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは18歳の誕生日の前日まで。

※就労や婚姻している人、学校に通っていない人も対象になります。

※令和5年度対象者：平成17年4月2日から平成20年4月1日生まれ

【助成内容】

令和5年4月1日以後の診療分から、入院費のほかに通院費等の保険診療の自己負担相当分も助成範囲の対象となり、中学生以下の子どもと同様の助成内容となります。

対象者には、福祉医療費受給資格者証（ピンクのカード）を交付します。

【公費負担者番号】

千代田町 82101072 ※中学生までと番号が変わります。

【申請手続きについて】

令和5年度の高校2・3年生世代の方は、申請手続きが必要。

※高校1年生世代の方は、自動更新となり申請不要。

新しい、福祉医療費受給資格者証（ピンクのカード）は3月下旬発送予定。